「浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店」登録要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症の人及びその家族に対する支援および、認知症とともに生きることの理解に積極的に取り組む企業・団体等（公共サービス機関を含む。以下「団体」という。）を、「浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店」（以下「応援店」という。）として登録することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進することを目的とする。

（応援店登録対象）

第２条　応援店登録対象は、以下の要件をすべて満たす団体とする。

（１）　認知症サポーター養成講座を受講した従業員が所属する団体

（２）　市民(市内に住所を有する者及び市内において働き、学び又は活動する

個人又は団体)に対しサービスを提供する団体

（応援店登録方法）

第３条　応援店の登録を希望する団体は、浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店登録申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定による申込みをした者は、市のホームページにおいて、当該団体名等が記載されることに同意するものとする。

３　市長は、当該団体の講座受講の確認を行った後、当該団体を応援店として登録し、ステッカーおよび認定証を交付するものとする。

（応援店登録後の遵守事項）

第４条　応援店の登録を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　交付されたステッカーを事業所の出入り口等、市民の見やすい場所に掲示すること。

（２）　交付されたステッカーおよび認定証を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

（３）　市民等から相談があった場合には、市や地域包括支援センターを案内するなど、連携に努めること。

(４)　交付された団体は、未受講者に対し認知症サポーター養成講座の受講を計画するとともに、認知症とともに生きることの意味、認知症サポーターの役割を従業員に周知すること。

(５)　認知症の人のサービスの利用にあたっては、可能な限り、合理的配慮に努めること。

（費用）

第５条　ステッカーおよび認定証の交付にかかる費用は市が負担する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

年 　　月 　　日

浦安市長 様

団体名

代表者

浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店登録申請書

浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店の登録を受けたいので、申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 業種 | □金融業、保険業　□飲食サービス業　□医療・介護・福祉業　□生活関連サービス業　□公共サービス業　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 定休日 |  |
| 営業時間 | 　 |
| 申請者 |  |
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 　　　　　　　人 |
| ステッカー希望枚数（原則１事業所１枚とします。） | 　　　　　　　枚 |
| 公開される情報団体名・所在地・電話番号・定休日・営業時間公開可能な情報(公開可能な項目を選択してください。)□事業所のＵＲＬ(https:// )□認知症に関する貴団体の取り組みの紹介　(認知症の人とそのご家族へのメッセージや、ステッカーを掲示している写真等の掲載)→写真の掲載の場合は、メール(koureihoukatu@city.urayasu.lg.jp)で提出してください。　　メッセージ(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)市が作成する認知症に関するパンフレット等の設置□可　　□不可 |
| □「浦安市認知症とともに生きるまちづくり応援店」登録要綱を確認しました。 |

※枠内に必要事項を記入して下さい。

（市記入欄）

|  |  |
| --- | --- |
| 認知症サポーター養成講座受講日 | 年 　　月 　　日（ 　） |